

公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市内の中小企業における人材採用力及び人材定着率向上のため、公益財団法人千葉市産業振興財団（以下「財団」という。）が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業の種目、経費、補助率及び補助限度額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の種目、経費、補助率及び補助限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 種目 人材採用力向上等支援事業
- (2) 経費 人材採用力や人材定着率の向上の支援に係る事業に要する経費のうち、給料手当、福利厚生費、旅費交通費
- (3) 補助率 総事業費からその他の収入額を控除した額の10/10
- (4) 補助限度額 予算の範囲内

(交付申請)

第3条 財団は、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、第2条に定める補助対象事業の交付決定額の5分の1に満たない経費の配分の変更についてはこの限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更交付の申請等)

第6条 規則第5条第1号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費

補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 3 規則第5条第2号の規定による承認を受けようとするときは、公益財団法人千葉市産業振興財団法人材採用力向上等支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（状況報告）

第7条 規則第10条の規定により、市長が必要と認めたときは、補助対象事業の遂行の状況に関し、公益財団法人千葉市産業振興財団法人材採用力向上等支援事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定により補助金の実績を報告しようとするときは、補助対象事業の完了後又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後、速やかに公益財団法人千葉市産業振興財団法人材採用力向上等支援事業費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- （1）事業報告書
- （2）収支決算書
- （3）その他市長が必要と認めた書類

（補助金額の確定通知）

第9条 規則第13条の規定による通知は、公益財団法人千葉市産業振興財団法人材採用力向上等支援事業費補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（補助金の交付時期）

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を、補助対象事業の終了後に交付するものとする。ただし、性質上会計年度終了前に交付することが適当と認めたときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

（交付の請求）

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、公益財団法人千葉市産業振興財団法人材採用力向上等支援事業費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

- 2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、公益財団法人千葉市産業振興財団法人材採用力向上等支援事業費補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第12条 この要綱の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所
団 体 名
代表者名
連絡先電話番号
電子メールアドレス @

公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の目的及び内容
- 2 補助対象事業の経費の配分、経費の使用方法
- 3 補助金の交付申請額 金 円
- 4 補助金交付申請額の算定方法
- 5 補助対象事業の着手年月日及び完了予定年月日
着手年月日
完了予定年月日
- 6 添付書類
 - （1）事業計画書
 - （2）収支予算書
 - （3）その他市長が必要と認めるもの

公益財団法人千葉市産業振興財団法人材採用力向上等支援事業費補助金交付決定通知書

住 所
団 体 名
代表者名 様

年 月 日付け交付申請のあった公益財団法人千葉市産業振興財団法人材採用力向上等支援事業費補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) この補助金は申請書記載の用途以外に使用しないこと。
- (2) 補助対象事業の完了後又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後、速やかに関係書類を添えて実績報告書を提出すること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則及び公益財団法人千葉市産業振興財団法人材採用力向上等支援事業費補助金要綱を遵守すること。
- (4) 必要があるときは運営状況の報告を求め、帳簿その他について検査を求めることがある。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号（第6条第1項関係）

公益財団法人千葉県産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

（あて先） 千葉市長

住 所
団 体 名
代表者名
連絡先電話番号
電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号により交付決定のあった公益財団法人千葉県産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金について、交付決定を変更されたく、公益財団法人千葉県産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助金既交付決定額
- 2 変更後補助金所要額
- 3 差引所要額
- 4 変更の理由
- 5 変更の予定年月日
- 6 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認めるもの

公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金変更交付決定通知書

住 所
団 体 名
代表者名 様

年 月 日付け変更交付申請のあった公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金について、次のとおり変更交付を決定したので、公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

- 1 変更前補助金交付決定額
- 2 変更後補助金交付決定額
- 3 差引額
- 4 交付条件
 - (1) この補助金は申請書記載の用途以外に使用しないこと。
 - (2) 補助対象事業の完了後又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後、速やかに関係書類を添えて実績報告書を提出すること。
 - (3) 千葉市補助金等交付規則及び公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
 - (4) 必要があるときは運営状況の報告を求め、帳簿その他について検査を求めることがある。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号（第6条第3号関係）

公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助事業中止（廃止）承認
申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所
団 体 名
代表者名
連絡先電話番号
電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった 年度
公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業を下記のとおり中止（廃止）し
たいので、公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金交付要綱
第6条第3号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）の予定年月日
- 4 添付書類
 - （1）補助対象事業の経過及び成果を証する書類等
 - （2）収支予算書

様式第6号（第7条関係）

公益財団法人千葉県産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日

（あて先） 千葉市長

住 所
団 体 名
代表者名
連絡先電話番号
電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定のあった公益財団法人
千葉県産業振興財団人材採用力向上等支援事業について千葉県補助金等交付規則第10条
の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業の遂行状況
- 2 補助対象事業に要する経費の収支状況

公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金額確定通知書

住 所
団 体 名
代表者名 様

年 月 日付け公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金実績報告書により、公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第9号（第11条第1項関係）

公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

（あて先） 千葉市長

住 所
団 体 名
代表者名
連絡先電話番号
電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市達 第 号公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金額確定通知書により確定した公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の既交付額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回の交付請求額 | 金 | 円 |

4 添付書類

- （1）公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し
- （2）公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金額確定通知書（様式第8号）の写し

様式第10号（第11条第2項関係）

公益財団法人千葉県産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金一括（分割）事前交付請求書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所
団 体 名
代表者名
連絡先電話番号
電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号により交付決定のあった公益財団法人千葉県産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉県補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

記

- | | | | |
|---|-----------|--|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の既交付額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回の交付請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類 | 公益財団法人千葉県産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し | |